

公害防止

基本的な考え方

TOPPANグループでは、公害防止に関して以下を基本的な方針としています。公害発生の防止は、経営の一環であり、重要な課題と位置付け、環境保全管理活動を最優先に進めることにより、公害発生を未然に防止します。万が一発生した場合には、速やかな公開・開示を含む対応とともに再発防止を行い、類似箇所における発生防止対策の水平展開を行います。環境保全活動を主体的に進めることにより、公害の影響を早期に発見し是正していきます。

また、事業活動の推進において、大気、水域、土壌への汚染防止および、水消費の抑制や、従業員・地域住民の方などが衛生的な水の提供を受けられるように環境保全に努めていきます。

環境コンプライアンスへの対応

汚染防止の取り組み

各事業所のエコガード推進委員会では、法規制値よりも厳しい自主基準値を設定し、これを遵守することで、環境負荷の低減と汚染の未然防止に取り組んでいます。

大気汚染防止のため、ボイラーなどのばい煙が発生する設備では、適正に燃焼が起こる条件下での運転を行っています。また、大気汚染防止法の規制対象設備については、回収装置で回収した有機溶剤の再使用や、燃焼装置の適正管理による排ガス処理効率の向上に努めています。

水質汚染の防止については、事業所ごとに水の使用量や汚染状況に応じた排水処理施設を設置しています。排水量が多いエレクトロニクス事業分野の事業所では、排水リサイクルシステムを活用した

水の回収・再生により、取水量と排水量の削減に努めています。

また、水質汚濁防止法の規制対象設備は、法に基づく構造基準の遵守、点検を実施しています。さらに、規制対象外の設備も含め、劣化状態の確認、更新を行い、薬液などの漏えいによる土壌・地下水汚染の未然防止に取り組んでいます。

水効率マネジメントプログラム

 循環型社会形成 水効率マネジメントプログラム P134参照 >

教育

公害防止に対する教育は、事業所の全従業員に対して実施する「一般教育」、環境に著しい影響を及ぼす原因となる作業および可能性のある作業を行う全ての従業員に対して実施する「特定作業教育」、さらに発生が予測される緊急事態について、被害の拡大を防止するための「緊急事態対応訓練」を行っています。

相談、苦情対応

Webサイト上に環境に関する相談、苦情受付の窓口として、「企業活動に関するお問い合わせ」を設けており、いただいた相談、苦情に対して、広報を通じて環境保全活動の統括組織であるエコロジーセンターへ連絡し、回答対応を行うように整備しています。

 企業活動に関するお問い合わせ >

<https://www.holdings.toppan.com/ja/inquiry/privacy-corporate.html>

2024年度実績

社内環境データベースを活用して、法令・条例・協定などで定められている規制値超過のリスクを把握し、リスクが高い項目について事前に対応することで、規制値超過の未然防止を図りました。

日本の事業所において2024年度に寄せられた苦情や問い合わせは、悪臭と騒音に関し、1事業所で2件でした。法令・条例・協定などで定められている規制値超過は水質のpHに関して、1事業所で1件発生し、設備やその管理方法の見直しなど、迅速に是正対策を行いました。是正対策後も新たな管理手順の標準化などを行い、再発防止に努めています。なお、水量(使用量、排出量)に関しての問題は確認されていません。

また、生産活動で想定される緊急事態への対応訓練もその都度見直し、環境汚染の予防と未然防止に取り組んでいます。

日本以外の事業所では1件、州政府の立ち入り検査時に、水質のCODおよび工場排水流量の規制超過が発生しています。本件については、州政府より行政処分を受けています。

今後も、特に、日本以外の拠点のガバナンスを強化するとともに、日本においては、継続して近隣の方々と十分なコミュニケーションを図りながら、管理の質的向上を推進していきます。

2024年度	規制値超過	苦情・問い合わせ
件数	2件 (水質:pH、COD・工場排水流量各1件)	2件 (騒音、悪臭:各1件)

社内環境監査実施件数と指摘件数(2024年度)

(日本)監査実施事業所数	53事業所
(日本)監査改善指摘事項件数	26件
(日本)レビュー事業所数	1事業所
(日本以外)監査実施事業所数	5事業所
(日本以外)監査改善指摘事項件数	14件

取り組み

土壌、地下水汚染対応

土壌、地下水汚染の浄化状況

事業所名	経緯	現在の状況
板橋工場 (東京都板橋区)	六価クロム・トルエンによる地下水汚染	監視継続
新潟工場 (新潟県新潟市)	ふっ素及びその化合物による土壌汚染	監視継続

● 再開発に伴う法令条例などへの対応としての土壌汚染対策状況

土壌汚染対策法では、敷地の一定規模の工事や解体時に土壌調査を行い、自然由来のものであっても汚染が確認された場合は、対策工事等の対応を行うことが求められています。なお、事業所の再構築はこうした法要求に該当する場合があるため、法に基づく土壌調査を行い、汚染が確認された場合は、対策工事を実施しています。

2024年度は新規で川口工場が対象となり、2025年度からの対策工事着工に向け、事前調査や行政協議を行いました。